

令和7年第24回教育委員会定例会

開会年月日 令和7年12月19日(金)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 三浦康彰
同 委員 小林三保
同 委員 仲山英之
同 委員 森山瑞江
同 委員 大石光宏

議 題

1 議案

- (1) 議案第45号 公文書部分公開決定に対する審査請求について
- (2) 議案第46号 練馬区学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則
- (3) 議案第47号 練馬区立幼稚園教育職員の教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
- (4) 議案第48号 練馬区立幼稚園教育職員の教員特殊業務手当に関する規則の一部を改正する規則

2 陳情

- (1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

3 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和7年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価について〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

- ① 指定管理者の指定について
- ② 児童生徒用タブレットパソコンの更新について
- ③ 令和8年度入学中学校選択制度の選択希望状況および公開抽選について
- ④ 令和6年度練馬区立小中学校における暴力行為・いじめ・不登校の状況について
- ⑤ 令和6年度学校教育支援センター各事業の利用状況について
- ⑥ 小竹図書館の休館等について
- ⑦ 「ねりまママパピてらす」の実施について
- ⑧ その他

開 会 午後 3時30分
閉 会 午後 5時27分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長

佐 川 広

教育振興部教育総務課長

杉 山 賢 司

同 教育施策課長

竹 岡 博 幸

同 学務課長

竹 内 康 雄

同 学校施設課長

柴 宮 深

同 保健給食課長

渡 辺 雅 昭

同 教育指導課長

佐 藤 永 樹

同 副参事

佐 藤 勝 也

同 学校教育支援センター所長

村 瀬 美 紀

同 光が丘図書館長

小 原 敦 子

こども家庭部長

関 口 和 幸

こども家庭部子育て支援課長

脇 太 郎

同 こども施策企画課長

河 野 一 真

同 保育課長

岡 村 大 輔

同 保育計画調整課長

山 口 裕 介

同 青少年課長

横 山 亜規子

同 子ども家庭支援センター所長

橋 本 健 太

同 在宅育児支援担当課長

小 島 芳 一

教育長

ただいまから令和7年第24回教育委員会定例会を開催する。
案件に入る前に教育委員の任命について、ご報告させていただく。

12月12日に開催された令和7年第四回練馬区議会定例会において、教育委員の任命同意議案が可決され、大石光宏委員が練馬区長から教育委員として任命を受けた。任期は、令和7年12月19日から令和11年12月18日までとなっている。
ここで大石委員からご挨拶を頂ければと思う。

大石委員

大石である。長年練馬区で生まれ育ってきた。また、教育に関しても練馬区でお世話になった。これからは教育、それから子育てということで、教育委員として尽力させていただきたいと思っている。よろしく願います。

教育長

続いて、委員の座席についてお諮りする。
本日の座席は、暫定的にお座りいただいているもので、練馬区教育委員会会議規則第5条の規定では、委員の席は合議により定めるとされている。ただいまお座りいただいている席のままでよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただく。
案件表に沿って進めさせていただく。本日の案件は議案4件、陳情1件、協議2件、教育長報告7件である。
まず、本日の会議の進め方についてお諮りする。
本日の案件のうち、議案第45号については、個人に関する情報が審議内容に含まれるので、個人情報保護のため、非公開として報告案件の後に審議を行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただく。

1 議案

- (2) 議案第46号 練馬区学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則

教育長

初めに議案第46号、練馬区学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則。
この議案について説明をお願いします。

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

学校給食の運営委員会の委員の数、調理員のところを4名から2名に変えるという改正である。

この件に関して各委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。

仲山委員

現行の人数が決まったとき、なぜ調理員だけ多くしたのか。何かそのときに理由があったからだと思うのだが、現在は解消したのか。

保健給食課長

現行の委員構成については、平成23年からこの体制となっている。当時、学校給食の調理職員が230名ほどいた。その後、学校給食調理現場の委託化が進み、現在はその数が30名ほどということになっている。そういったところを今回は反映させる形で、調理員の人数を4名から2名へ変更するということである。

教育長

ここでまとめたいと思う。議案第46号については決定でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第46号については決定とする。

(3) 議案第47号 練馬区立幼稚園教育職員の教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

教育長

次の議案である。

議案第47号、練馬区立幼稚園教育職員の教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則。この議案について説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

この件に関して委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。

仲山委員

5ページの加算額、(3)の複数の者で学級を担当する云々というところである。主担任の業務月額も書いてあるが、複数の者とは、主担任と副担任ということか。そうすると(1)と(2)だけで話が済んでしまうような気がするのだが、(3)というのは何を表しているのか。

教育指導課長

主に複数の担任という場合については、特別支援学級のようにどちらが主、どちらが副ということではなく、両方同じ立場で担任を持っているということである。

教育長

今のところは幼稚園の教員には新たな加算は適用されないということである。ただ、改正しておく必要があるということで、今回お諮りをしている。

教育長

それでは、ここでまとめたいと思う。
議案第47号については、決定でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第47号については決定とする。

(4) 議案第48号 練馬区立幼稚園教育職員の教員特殊業務手当に関する規則の一部を改正する規則

教育長

続いて、議案第48号、練馬区立幼稚園教育職員の教員特殊業務手当に関する規則の一部を改正する規則。この議案について説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

この件に関して委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。

仲山委員

5ページの別表第1、業務の程度ということであるが、終日に及ぶ程度が半日程度になって、それから午前2時から午前8時が午前4時から午前8時になったと。どうしてこのような変更が必要だったのか。

教育指導課長

業務改善ということが主な理由である。今まで、週休日、休日は1日単位働いて手当が入るというものが、やはりこれは半日であっても支給されるべきであるということでの改善だと思っている。

また、勤務日に関しても基本的には半日の6時間働かないと手当が入らなかったところを、このたび4時間に短縮されたと解釈している。

森山委員

同じく5ページなのだが、教員特殊業務というのは、2番の下の括弧の中の支給範囲の負傷、疾病等に伴う救急の業務、また幼児に対する緊急の補導業務と書いてあるのだが、ここを説明してほしい。特殊業務はこの枠なのだと思うのだが、一体どういうときのことを指すのか。

教育指導課長

主にここは(3)、(4)となっているが、全体的には1番から4番まであって、1番、2番が抜けているので分かりづらいと思うので、1番、2番も申し上げると、1番は非常災害時における緊急の防災を行ったとき、これについては日額8,000円と変わりはない。また、2番としては、特に被害が甚大な災害が起こったとき、こちらについては日額1万6,000円という規定がある。それに対して児童の負傷というのは、休日にお子様の事故、事件が起きたときに教員がそこに従事しなければならない。あまり現実的にはあることではないのだが、そういうときに関してしっかりと日額が払われるということであったが、これも業務改善、働き方改革も含め7,500円という数字が適切かというところで、このたび8,000円に値上げをされたものと解釈している。

教育長

それでは、ここでまとめたいと思う。

議案第48号については、決定でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第48号については決定とする。

2 陳情

(1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

教育長

次に、陳情案件である。

継続審議中の陳情1件については、事務局から新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。

したがって、本日のところは継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただきます。

3 協議

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

(2) 令和7年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

継続審議中の協議案件2件については、本日のところは継続とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただきます。

4 報告

(1) 教育長報告

① 指定管理者の指定について

教育長

次に、教育長報告である。本日は7件ご報告する。

報告の①番について説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

この件に関して委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。

大石委員

私も移動教室関係について、例えばベルデ軽井沢とか武石の指定管理者の方々には大分お世話になった。ただ、指定管理者を選定する場合に、例えば軽井沢であれば軽井沢フード1社のみで来ているのかどうか、ほかに競合がないのかどうかなどを伺わせていただければと思っている。

保健給食課長

少年自然の家の業者選定においては、事業の継続性、そして移動教室という性質上、同様の一定のレベルの水準を継続して行っていかなくてはいけない、そういった観点から毎回指定管理者の選定においては特定という形で、公募によらず選定させていただいているという状況である。

教育長

モニタリングをしっかりと行って、一定のレベル以上にあるということは確認した上で、そういった取扱いをしている。

仲山委員

11ページの(5)の施設本館はというところの3段落目の上から2行目のところに、宗教食等への対応についても情報共有し、安全かつ適正な食事提供に努めているとある。今回の選定とは関係ないのだが、今、小中学校の給食で宗教食等が必要になっている児童生徒がいるのか。また、いる場合は対応しているのか。

保健給食課長

宗教食の対応については、例えば学校給食ではその食材を除去して提供して、料理として成り立つ献立については、除去食という形で提供させていただいている。その食材を除去することで、全く献立として成り立たないような場合は、そのメニューについてはご家庭からおかずを持ってきていただく、またはその日の食事については、全てご家庭でお弁当を持ってきていただく、そのような対応をしている。基本的にベルデ、各施設での対応も同様という形になっている。

大石委員

32ページのところで、日本保育サービスとマミー・インターナショナルというのが2社あって、それぞれ注意書きに書いてあるが、申請時の希望順位を踏まえ、それぞれ北町児童館及び北町児童館学童クラブの候補者として分けたということで、次

点については大泉児童館の候補としたと書いてあるが、申請時の希望順位というのは、各応募団体の希望ということでの解釈でよろしいか。

子育て支援課長

今回は、児童館2館の募集であった。基本となる児童館部分については共通である。1館は学童クラブがついていて、もう1館は子育てのひろば「ぴよぴよ」という0歳から3歳のお部屋がついているということで、それぞれ付加のサービスがある。応募に当たっては両方応募ができる。ただ、その際には希望の順位はつけてほしいということで募集をさせていただいた。

今回3社の応募があつて、評価をさせていただいた上で、得点上位だった応募事業者を北町児童館、次点だった事業者を北大泉児童館ということで指定させていただいた。館長の候補者の選定に当たっても、北町児童館の主任予定者が学童クラブ、児童館、両方とも所長の経験がある方ということで、ふさわしい事業者を選べたと思っている。

② 児童生徒用タブレットパソコンの更新について

教育長

それでは、続いて報告の②番について説明をお願いします。

教育施策課長

資料に基づき説明

教育長

この件に関して委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。

森山委員

機器の破損、故障が発生した場合、タッチペン等紛失した場合は、個人が弁償するのか。

教育施策課長

基本的に、本体の故障に関しては区で保険に加入している。したがって、保護者の方々に負担していただくということはない。なお、頑丈な機種を選定しているところである。

一方で、タッチペンに関しては、消耗品ということもあるので、例えばこれをなくしたであるとか、もしくは破損したということになった場合は、同じものではなくて結構なので、各家庭でご用意いただくという運用をしている。

仲山委員

2ページの(3)充電保管庫の配備というところの2行目から3行目にかけてだが、

タブレットパソコンの持ち帰りに関して、低学年児童の身体的負担を軽減するということであるが、これはどういうことか。

教育施策課長

タブレットの運用に関しては、基本的には家庭学習のために持ち帰っていただき、その際に充電をしていただく。授業の必要性に応じて学校に持ってくるというような運用とさせていただいている。

そういったことがあるので、基本的に皆さん学校に持ってきたり、家に持ち帰ったりしていただいているが、低学年に関してはタブレットの活用もまだ学校が始まったばかりであるので、毎日持ち帰っている訳ではない。そういったことを鑑みると、学校に充電保管庫、充電できる保管庫であるが、これを配備することによって持ち帰らずに学校で充電することができる。

しかしながら、充電保管庫に関しては、置く場所の問題がある。また、電気容量の関係もあって、大幅に増やすにはなかなか困難ということもある。したがって、まずはこれまで1年生プラス今回小学校2年生の分を増やして配備するという措置をするということで、こちらに記載している。

仲山委員

タブレットパソコンはどこに置くのか。

教育施策課長

1年生、2年生の学級分に関しては、充電保管庫の中の棚に保管できる。

仲山委員

3年生以上の児童生徒で、充電するのを忘れてしまって充電切れになったというときに、どこかで充電できるのか。

教育施策課長

資料6の1ページ目の表である。充電保管庫の配備という一番下の部分であるが、今の小学校1年生もしくは今回追加する2年生の学級数分以外に、小学校の場合にはその他に各校1台分、また中学校については各校2台分の充電保管庫を置いている。こちらのほうで充電を行っていただくこともできるし、ACアダプターがあれば、教室の差し込み口に差し込んで充電いただくこともできる。そういったことで運用を図っている。

大石委員

新しく更新されるということで、現場はありがたいと思っているはずである。ここに記載はないが、性能もアップしているのか。前は容量制限が5ギガバイトだったと思うが、使用時間等含めて教えていただきたい。

もう一つ、ドングルが大変壊れやすくて、各現場ではそれに時間を割かれていたの

で、それがなくなってということは大変ありがたいと思っている。配付が始まっているところであるが、性能的にアップしているのかどうか、それから現場ではやはりICT機器を活用した授業をこれからどんどん取り入れなさいということが出てきているので、例えば動画を撮ったりなどということが出てくるかと思うのだが、それがどこまで可能なのかどうか、詳しく知りたくて質問させていただいた。

教育施策課長

今回の機種に関しては、基本的には現行機種の後継機種ということである。したがって、性能に関しては前回5年前であるので、機器のバージョンアップはあるけれども、特段スペックを、要するに機能を上げたというようなことではない。ただ、これまでの学校のご意見を伺って、今動画についてお話があったが、いわゆるストレージという端末の保存容量に関しては、現行の機種だと32ギガバイトというものであった。しかし、動画等々もあり、これでは足りないといったご意見を多々頂いていたので、64ギガバイトということで倍ということでさせていただいた。

それと先ほどご意見を頂いた5ギガバイト、通信容量制限のお話である。こちらに関しては現行のLTE通信だと通信容量制限があって、5ギガバイトをすぐ超えてしまうということがあり、ご迷惑をおかけしていた。今回Wi-Fiにさせていただいているので、基本的には学校でWi-Fiに接続いただくことで、これは通信容量の上限はない。ただ、家庭学習の際には基本的にはLTEを使っただけということを考えている。

したがって、そちらに関しては現行と同じ5ギガバイトであるが、学校で使う分が減ることによって、基本的には5ギガバイトの中で足りるか理解している。

③ 令和8年度入学中学校選択制度の選択希望状況および公開抽せんについて

教育長

それでは、報告の③番について説明をお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

教育長

この件についてご意見、ご質問があればお願いします。

森山委員

学校選択する理由というのは、何かアンケート等をしているのか、ということが1つ。また、受入可能人数より希望者が4倍ぐらい多い学校が抽選となっている。大泉学園中学は35人の受入れが可能となっており、希望者が60人もいるので、4倍ではないけれども、多い。60人を受け入れる弾力性というのはあるのか、という

2点をお伺いする。

学務課長

学校選択制度については、従来から練馬区の中学校に対して行っているものである。今年度については、10月に学校選択制度の希望票を各小学校を通じて配付して、希望状況を取りまとめたものである。アンケートというようなお話もあったが、これは希望票という形で集計している。

抽選については、1ページ目を見ていただくと、通学区域外からの受入れ可能人数ということで記載させていただいている。基本的には受入れ可能人数を超えた学校にはなるのだが、今までの集計によると、この中でも国立、都立、私立等に進学される方もいらっしゃるので、2割程度の方々がそちらのほうに進学される。そのため、35人の受入れ可能人数と書いてあっても、40人とか45人ぐらいが当選可能人数という形にしている。

やはり当初の受入れ可能人数から100人を超える学校などもあるので、これについては当選人数を絞るような形で、残念ながら落選してしまった方々については、落選した通知のほうをお送りすることになる。

学校選択制度のそもそもの理由としては、やはりお子さんが自分の進む学校を選べるといった姿勢を尊重するというのが制度の開始になった。実際にこちらの学校選択で希望する理由もお聞きしている。その中では友人関係であるとか学校の特色、部活動であるとか学校の雰囲気、設備、あとは通いやすさといったところが希望順位としては高くなっているところである。

森山委員

いじめの問題とか不登校の問題といったことがあるので、やはり何らかの理由があって学校を学区外へ移したいというのがあるのだろうと思った。

小林委員

こちらの中学校33校のうち8校が特別支援学級を持っていると思うのだが、希望の中に例えば特別支援学級の人の希望というのはいっているのか。石神井とか大泉のところ結構抽選になってしまっているところがあると思うので、特別支援学級を希望する方もこの人数なのかというのを聞きたい。

学務課長

特別支援学級、知的障害等の学級を希望する方々については、これとは別に就学相談という形で相談を承って、それで学校を決めていくような形になる。こちらに記載してあるのは、あくまでも通常級の方々の希望状況になる。

なお、各校で特別支援教室を配置しているが、その教室に入級希望の方は、こちらの数字のほうに含まれているものになる。

仲山委員

豊溪中通学区域在住者の希望状況という表に関してなのであるが、結局豊溪中には来年度14名しか入らないということによろしいか。

学務課長

まず、2ページ目の一覧表で、豊溪中学区の方々の状況で、豊溪中を希望された方は14名いらっしゃる。これと別に1ページ目ではあるのだが、豊溪中、14番のところなのだが、通学区域外からの希望者が1名いた。そのため数字上は15人となる。ただ、その15人の中には国立、都立、私立に進学される方々も中にはいらっしゃると思っているので、そういった方々が今後合否のほうが判明したときに、この人数から若干少なくなるのかと思っている。

また、当然、転出、転入というようなことも今後出てくるかと思うので、あくまでも現時点での数字としてはこのようになっている。

仲山委員

いずれにしても非常に少ない入学者ということか。これは、今年度と比べてもやはり極端に少なくなったということになってしまうのか。

教育施策課長

今年度の5月1日現在であるが、豊溪中学校の1年生の人数であるが、46名である。

仲山委員

そうすると統合再編の問題と絡んで、それは去年のちょうどこの辺りから話が出て、ここでも話が出てきて、結構反対の強い意見を言っている方々が多いように見えるのだが、4月にこういう状況になってしまうと、余計強い批判をするようになってしまわないかと思うのだが、その辺りはどうなのか。

教育振興部副参事

ただいまご不安、ご指摘を受けまして、現在令和8年度からの豊溪中学校、それから光が丘第一中学校の教育課程について、当該校と一緒に検討しているところである。入学をお決めになられたお子さんやその保護者がこちらの学校に入って通学、勉強していくことで安心感を持って学校生活を送れるようにといった内容で編成していこうという準備が今始まったところである。

- ④ 令和6年度練馬区立小中学校における暴力行為・いじめ・不登校の状況について
- ⑤ 令和6年度学校教育支援センター各事業の利用状況について

教育長

報告事項の④番、⑤番は関連する案件となるので、続けて説明をお願いする。質疑

については、報告の⑤番の説明の後まとめてお願いする。

教育振興部副参事

資料に基づき説明

学校教育支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

報告の④、⑤についてご意見、ご質問があればお願いする。

大石委員

一時期、中学校の不登校関係だが、少し人数が減ってきているというところがあり、そこからまたここ2年、3年については増加傾向ということがあったかと思っている。不登校関係について、今年度から始まっている不登校対応の拠点校と巡回校等と、一部の学校だと思うが、その辺の効果等について、また状況について教えていただくとありがたい。

教育振興部副参事

今年度より区内3校を拠点校として、3校のそれぞれが5校を巡回校として、巡回指導教員が指導を行っているところである。

こちらについて、例えば校内における不登校支援会議に参加していただいたり、また今年度から別室登校支援員を全校に配置しているので、その支援員とのやり取り、また不登校児童生徒との直接的なやり取りやその保護者とのやり取り、そうしたことを通じて具体的な数字として不登校児童生徒が何人減少したというものについてはまだ数値が上がってきていないが、それぞれ巡回する学校において指導教員が丁寧に関わっていただいているということなどは報告を受けているので、一定効果として上がっていると捉えている。

なお、来年度からは、区内全校を巡回指導が回れるように巡回指導教員を4名追加し、全区展開をしていく予定である。

仲山委員

不登校のところ、資料8の8ページの表なのだが、今お話が出てきた別室登校児童生徒に関してなのだが、その生徒数、児童数はこの表の中のどちらに入っているのか。指導の結果登校できるようになった児童生徒数に入っているのか、それとも指導中のほうに入っているのか。

教育振興部副参事

別室を利用されている方は、こちらのうちのどちらかに必ず入るという分類ではない。実際に指導の結果登校できるようになった児童生徒については、例えば全く登校

していなかった方が登校何日かできるようになったということであったり、少ない頻度で登校されていた方の回数が増えたといったところで、一定改善が見られるようになったと捉えているので、それぞれの別室利用のお子さんの状況によって分類は分かれてきているところかと捉えている。

仲山委員

数字としてはどちらかには入っているというわけか。

教育振興部副参事

ご指摘のとおりである。

仲山委員

前にどこかで一回聞いたかもしれないが、現在別室を利用している児童生徒の数は、区内全体でどのくらいになっているのか。

教育振興部副参事

こちらの調査を行った令和6年度については、144名が利用していた。

仲山委員

これは児童生徒合わせてということか。

教育振興部副参事

そうである。実数の合計である。

小林委員

1の暴力行為の状況についてお伺いしたいのだが、小学校で6年度284、中学校で194、非常に増えているかというのと、そうでもない。小学校のほうが多いのは、恐らく子供の年齢が低いからだろうというのは分かるのだが、過去3年でそうなのだが、中学生に上がって33校中27校も発生している。

過去3年見ても33校中27、28の学校が発生、ほかの区なども考えてこれは普通な状況なのか。私は、今これを見て怖いと思ったのだが、これは暴力の程度が例えばちょっと押すということも換算されているのかもしれないが、さすがに中学生となると体も力も強くなっているし、小学校でやってきたことを学べば、人に対してやってはいけないことも分かってくるだろうということで、状況をお聞きしたいというのと、これがほかの区と比べて上なのか下なのか。ゼロが一番いいと思うのだが、その辺の状況がもし分かれば聞きたい。

教育振興部副参事

まず、他区市の状況についてなのだが、本区も含めて区市の調査における数値等については、基本的には公表していないので、状況については把握が難しいところであ

る。

そして、今回資料としてお示ししている以前のデータになるが、ここには記載がないのだが、令和4年度から6年度までの3か年の中で、発生数については一定の数がずっと続いているというところで、このような状況になっていると捉えている。

なお、発生件数が増えているところについてなのだが、先ほどいじめの説明でさせていただいた中で、積極的に認知を進めていっている、細かく見てきている、こうした取組の中で暴力行為についても見取りが細かく精緻化が進んでいると、このように分析しているところである。

暴力行為については、大きなものも小さなものも含めて、学校のほうからは細かく報告を頂いている。

またもう一つの傾向としては、特定の方が複数回起こしているというところもある。この件については、1つの傾向ではあるものの、同じ方が複数回起こしてしまうことについて、きちんとしたアセスメント、見取りであるとか指導を行っていきながら、同じことを繰り返さないように、例えば当該児童生徒への指導であったり、保護者との連携であったり、また校内における支援体制、子供たちには個別にどのような関わり方や声かけ、支援が最適なのか、こうしたところを共有し、対応していかねければならず、かつ課題の1つと捉えている。

教育長

今、他区の状況がという話があった。公表していないということなのだが、我々も議会報告することによって公表しているわけである。ほかの自治体が議会報告しているかしていないかは分からないが、ほかと我々の自治体との比較をするということとはできないか。

教育振興部副参事

例えば本調査は、文部科学省の調査によるものであるので、国との比較であったり、また東京都も同様に東京都全体の調査報告をしているところである。そうしたものと比較、検討であったり、また私たちの自治体と同等規模の自治体について、調査分析をするなどして、今後の改善に生かしていくことは可能と考えているので、検討していきたいと思う。

仲山委員

いじめの発見のきっかけというところで4ページ、先ほどいじめの件数が増えているということに関して、積極的に認知を進めているということも関係しているという話である。確かにそれはあるかと思うのだが、(4)の表の内訳のところアンケート調査など学校の取組により発見というところの数値を見てみると、この数値だけでも大きく増加しているところを見ると、どうも認知の精度が上がったからというわけではなくて、本質的にいじめが増えていると見たほうがいいのではないかと思うのだが、いかがか。

教育振興部副参事

いじめの認知件数の増加傾向については、国、都と同様に本区についても増加傾向にある。さらに、アンケート調査による認知というところについても、年間3回アンケートを実施するが、児童生徒には本人が気になることについて忌憚なく記入してもらいたいという、記入しやすい働きかけをしていたり、またそこから把握されるものについては、軽微なものからそうでないものまで非常に幅がある。いずれにしても、子供の小さな困り感などについても、きちんと見取っていくというところに件数の増加が繋がっているものと捉えている。

増加して把握したものなどについては、もちろんその後、個別の聞き取りをしたり、当該児童生徒の聞き取り調査や指導を行うなどして、解決に向けて取り組んでいるところである。

仲山委員

アンケート調査で、なるべくささいなものも報告してください、ということを行っているために増えているということか。

教育振興部副参事

いじめの調査については、学校生活アンケートというものを各学期に1回ずつ、全ての学校で実施していただいている。また、学校のご判断により、その回数より多い回数を行っておられる学校もある。

実施時期などについては、例年と大きく変わらないが、例えば記入をするときに記入しやすいような配慮だったり、今年度各学校にお話をさせていただいたものは、タブレット端末を使って回答することであるとか、また回答時間を十分取っていただくことであるとか、それからおうちに帰ってからも回答していただくような時間の確保であるとか、周りの目を気にして回答しづらくなならないようなご配慮をお願いしたいということなどを、校長会でも周知させていただいているところである。そうしたことより子供たちに回答しやすい環境をつくっていただくようお願いしているところである。

森山委員

5ページ。数は少ないが、誰にも相談していないというのはとても問題だと思う。どのように相談するのか分からないとか、でも、何かもやもやした困り感があるというような小学生などは特にそうかもしれない。言葉にはできないけれども、何かもやもやと憂鬱になることがあるというようなことなのだと思うが、こういうこともきれいに拾ってもらいたいと思う。これがひいてはどういう問題か分からないけれども、話したら出てくるということもあるし、抱えているという状態はとてもかわいそうな状態だし、それがひいては不登校になったり、そういう原因にも結びついていくのではないかと思う。

不登校の対策については、フリーマインドとかいろいろな支援が、居場所づくりがあると思うが、やはりそういうももとの潜在的であるものを顕在化させない、問題

にしない、不登校にさせないというような動きも重要なのではないかと思った。

教育振興部副参事

先ほどご説明させていただいたアンケート、また学校で実施されている個人面談、こうした機会に相談できるような環境づくりを進めていくことは必要であると捉えている。

また、こちらの調査で数字の上がっている「誰にも相談していない」というところについては、具体的には例えばアンケート回答したときには、いじめがやんでいたか、だから誰にも相談していなかったということであったり、周りの方がお気づきになられて、ご自身は相談されていないのだけれども、いじめとして認知し、対応支援につながっていることであるとか、そういったものなどがこちらに含まれているところである。

大石委員

いじめに関しては、5ページのいじめの対応のところにも書いてあるが、パソコンや携帯電話等で誹謗中傷など嫌なことをされて、これも随分多い件数で上がってきているかと私は思っている。

タブレットを新しくして、家でも使いやすくしてということも関連するが、区から配付されたタブレットを使って誹謗中傷をされることはないと思うが、ただ、この辺の学校外のこと等についても含めて、12月10日まで人権週間だったと思うが、各児童生徒には人権感覚をまたより一層いじめに関しては、繰り返しやっていくことが各学校では必要なかと思っている。

本当に難しい、家庭から情報が上がってくればいじめになっていくという状況があるので、そんな中で子供たちの心をつくっていくということが必要かと思っている。意見として言わせていただいた。

仲山委員

資料8と9で2つ比べると、結局不登校で今どういうところともつながっていないという児童生徒は半数以上いると大ざっぱに考えてよろしいか。

教育振興部副参事

今回のこちらの調査においては、関係機関とつながっているというものについて、外部の教育相談機関であったり医療機関、そして学校の養護教諭、スクールカウンセラー等とつながっているかどうかということが調査としてあった。

さらにこれに加えて、学級担任や学校の先生方とつながっているかどうか、こういったものを併せて調査回答している。

今回、令和6年度練馬区からの報告をさせていただいた部分については、実際にどこともつながっていない不登校児童生徒については、0人であるということが確認できた。

⑥ 小竹図書館の休館等について

教育長

続いて報告の⑥番について説明をお願いします。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

教育長

この件に関して委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。
よろしいか。それではこの案件は終了させていただく。

⑦ 「ねりまママパパてらす」の実施について

教育長

続いて、報告の⑦番について説明をお願いします。

こども施策企画課長

資料に基づき説明

教育長

この件に関して委員の皆様からご意見、ご質問があればお願いします。

仲山委員

11月22日に行ったものは、区主催の講座なのか、自主講座なのか。

こども施策企画課長

11月22日に行った講座は、区主催講座となる。土支田児童館のほうで調整を行って、第1回目としてお片づけ教室を開催した。

仲山委員

令和7年度中に自主講座のほうの実施予定というのは既にあるのか。

こども施策企画課長

自主講座のほうも現在講師の方と内容を詰めていて、今年度中に実施する予定としている。自主講座、自ら内容を企画していただくが、今年度については6人の講師の方がいらっしゃって、今まだ調整中の部分もあるのだが、1月、2月にそれぞれ6名の方に実施していただくような予定で調整している。

仲山委員

事業の目的というところ、自主講座の内容だが、子育てに関係するようなテーマで行うのか、それともそれには関係なく、とにかく子育て中のママ、パパができる、その人が得意なことを講師として行うのか、その辺りはどちらなのか。

こども施策企画課長

実施していただく講座の中身については、子供あるいはその保護者向けという形で行っていて、募集した際に講座自体の参加の対象者が15歳以下の子供またはその保護者であることということで募集して、自分の得意なことを生かして、子供向けの何らかの講座であったり、また子育て中の保護者の方に役立つ講座とか、そういったものを今、企画立案していただいているという状況になっている。

教育長

委員の皆様からその他で何かあるか。よろしいか。
事務局からその他の報告はあるか。

事務局

現在のところ、ほかにはない。

教育長

以上で報告は終了となる。
初めにお諮りしたとおり、このあと議案第45号の審議を行う。
この議案第45号については非公開で行う。したがって、本日の定例会の傍聴はここまでとなる。
それでは、議案関係者以外の職員は退席をお願いする。